補装具費支給に係る個人情報閲覧に関する同意書

(宛先) 安曇野市長

けに係る補装具の法律(以下「き	費支給申請に際し、障害者のE 支援法」という。) 第 76 条に規算 D規定により、以下の情報を保	の購入・修理・借受 日常生活及び社会生活を総合的に支援するため 定する補装具費の支給の可否を審査するため、 有している者に対し、安曇野市が情報を照会す
行政手続 号法」と ・地方税	対象者及び世帯員 における特定の個人を識別する いう。)別表第2の108の項及 関係情報 ・住民票関係情報 留邦人等支援給付等関係情報	
障害者支援法	表第2の108の項及び109の項 自立支援給付関係情報 ・障害 第7条に規定する他の法令によ 害者手帳の交付及びその障害の	F児入所支援に関する情報 こり行われる給付等の支給に関する情報
住所		
申請者		
申請者の配	!偶者 	
対象者		<u> </u>
世帯員		

※申請者とは別世帯に属する対象者の配偶者もしくは対象者(18歳未満の児童)の保護者については、欄外に住所及び生年月日も記載してください。

 \bigcirc